

精神病床の現状

H21年7月1日現在(中医協調査)

特定入院料
(153,845 + α 床)

精神病棟入院基本料
(184,873床)

特定機能病院
入院基本料
(3,398床)

精神科救急入院料(64医療機関 3,347床)
精神科救急・合併症入院料 (3医療機関 124床)
精神科急性期治療病棟入院料 (262医療機関 13,042床)
認知症病棟入院料 (450医療機関 31,290床) <H22から認知症治療病棟に名称変更>
老人性認知症疾患療養病棟【介護保険】(3,017床※※)
精神療養病棟入院料 (827医療機関 103,025床)

10:1 (12医療機関 381床※)
15:1 (1078医療機関 141,800床※)
18:1 (126医療機関 22,242床※)
20:1 (69医療機関 9,741床※)
特別入院基本料 (50医療機関 7,763床※)

7:1 (4医療機関 66床※)
10:1 (4医療機関 153床※)
15:1 (65医療機関 2,938床※)

小児入院医療管理料4 (病床数不明)
特殊疾患病棟入院料2 5,459床

児童・思春期精神科
入院医療管理加算
(20医療機関 800床)
<入院料に加算>

注 破線は精神病床以外も含む

※ 入院基本料の医療機関数・病床数は平成20年7月1日現在(合計とは一致しない)
※※ 介護サービス施設・事業所調査(H20年10月)

精神科入院に係る診療報酬と主な要件①

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主な要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数	
精神病棟入院基本料	医師 48:1	看護 7:1 (特定機能病院のみ)	・特記なし	・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下	・精神疾患を有する患者	1,311点	※初期加算 465点 (~14日)
		看護 10:1				1,240点	250点 (15~30日)
		看護 13:1				920点	125点 (31~90日)
		看護 15:1				800点	10点 (91~180日)
		看護 18:1					3点 (181日~1年)
		看護 20:1					712点
		看護 25:1					658点
550点	※初期加算あり						
精神療養病棟入院料	指定医 病棟常勤1 (病院に2以上) 医師 48:1	看護 30:1 看護・看護補助者を含めて15:1 OT又は経験看護師 1人	・病室5.8㎡以上 ・1看護単位60床以下 ・1病室6床以下	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤 ・病院にOT室または生活技能訓練室	・長期の入院を要する精神疾患を有する患者	1,050点(GAFスコア41以上) 1,090点(GAFスコア40以下)	
認知症治療病棟入院料1	医師 病棟常勤1 48:1	看護 20:1 看護補助者 25:1 専従作業療法士1人	・病棟18㎡/床以上を標準 ・ディールーム等 ・生活機能回復訓練室	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤	・集中的な治療を有する認知症患者	1,450点(~60日) 1,180点(61日~)	
認知症治療病棟入院料2		看護 30:1 看護補助者 25:1 OT又は経験看護師 1人	・病棟18㎡/床以上を標準 ・生活機能回復訓練室			1,070点(~60日) 970点(61日~)	

精神科入院に係る診療報酬と主な要件②

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主な要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数
精神科救急入院料1	指定医 病棟常勤1人 病院常勤5人 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2人	・隔離室・個室が半数以上 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の6割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置入院患者 ・3か月以内に精神病棟に入院したことがない患者	3,451点 (～30日)
精神科救急入院料2				・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行		2,831点 (～30日)
精神科救急・合併症入院料	指定医 病棟常勤3人 精神科医 病院常勤5人 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2人	・合併症ユニットが2割以上 ・隔離室・個室又は合併症ユニットが半数以上 ・救急蘇生装置、呼吸循環監視装置等 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置入院患者 ・3か月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・身体疾患の治療のため一般病棟に入院した患者	3,451点 (～30日) 3,031点 (31日～)
精神科急性期治療病棟入院料1	指定医 病棟常勤1人 病院常勤2人	看護 13:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1人	・隔離室を有する ・1看護単位60床以下	・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・3か月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・他病棟入院患者の急性増悪例	1,920点 (～30日)
精神科急性期治療病棟入院料2		看護 15:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1人				1,600点 (31日～)
精神科身体合併症管理加算 (7日間を限度に加算)	・精神科を標榜 ・病棟に専任の内科又は外科の医師が1名以上配置されている		精神科救急入院料 精神科急性期治療病棟入院料 認知症治療病棟入院料 精神科病棟入院基本料(10:1、13:1又は15:1) 特定機能病院入院基本料(精神科病棟) を算定する患者			350点

42

2. 医療 (2) 訪問看護ステーション

概要

- 設置主体: 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者
(※財団法人やNPO法人の他に、株式会社、有限会社など営利目的の法人も含まれる。)
- 法的根拠: 介護保険法、健康保険法等
- 財源: 介護保険、医療保険
- 設置数: 5,499か所
- 精神科訪問看護に関する業務:
 - ・精神疾患が主病名である利用者が1名以上いるステーションは全体の49.4%。
(平成21年度障害者保健福祉推進事業、全国訪問看護事業協会)
- 人員配置: 管理者(原則として、保健師が看護師※)
看護職員2.5人以上(保健師、助産師、看護師、准看護師/常勤換算)、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士※健康保険法に基づく指定訪問看護事業のみを行う場合には助産師が管理者となることできる。

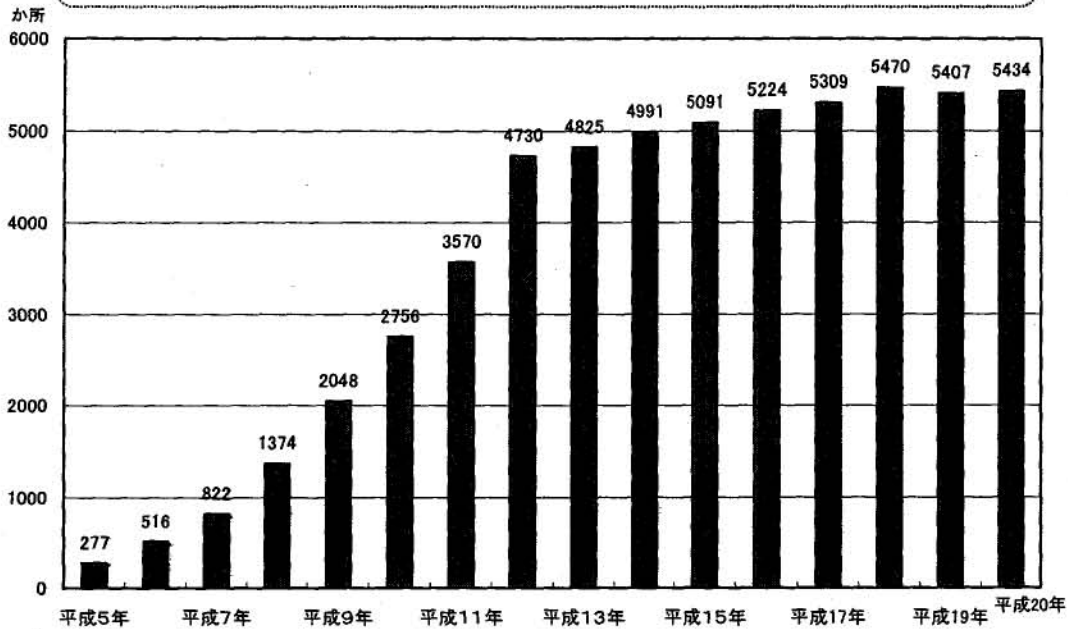
訪問支援の仕組み

- ◆主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、基本的には患者宅を訪問して看護及び支援を行う。
具体的には、
 - ・日常生活の維持、生活技能の獲得・拡大
 - ・対人関係の維持、構築
 - ・家族関係の調整
 - ・精神症状の悪化や増悪を防ぐ
 - ・身体症状の発症や進行を防ぐ
 - ・社会資源の活用 等
- ◆24時間対応又は24時間連絡体制を評価している。
- ◆利用者の負担
 - ・医療保険や介護保険の一部自己負担があるが、自立支援医療の給付により負担軽減がある。
 - ・交通費: 医療保険の場合は実費相当額を、介護保険の場合は通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に支払いを受けることができる。

43

訪問看護ステーション数の年次推移

平成4年の訪問看護ステーションの制度化以来、訪問看護ステーションの件数は増加してきているが、介護保険制度が導入された平成12年以降の伸びは鈍化している。



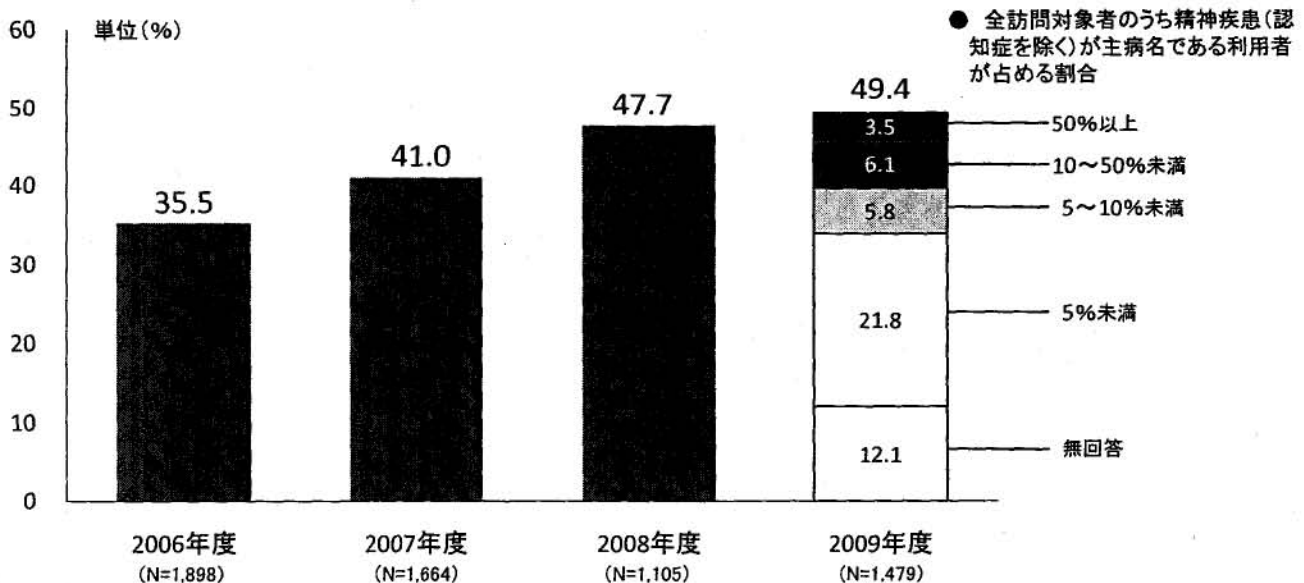
平成5年～11年(10月1日): 訪問看護実態調査(統計情報部)

平成12年～20年(10月1日): 介護サービス施設・事業所調査(統計情報部)

44

精神障害者の訪問看護を実施する訪問看護ステーションの割合

医療保険または介護保険による訪問看護で、
精神疾患(認知症を除く)が主病名である利用者が1名以上いる事業所



- ・2006年度 社団法人全国訪問看護事業協会: H18年度厚生労働省老人保険事業推進費等補助金 新たな訪問看護ステーションの事業展開の検討, 平成18年度報告書 委員長: 上野桂子
- ・2007年度 社団法人全国訪問看護事業協会: H19年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神障害者の地域生活支援を推進するための精神科訪問看護ケア技術の標準化と教育およびサービス提供体制のあり方の検討」, 主任研究者: 萱間真美
- ・2008年度 萱間真美: 「精神障害者の訪問看護におけるマンパワー等に関する調査研究」, 厚生労働科学特別研究事業(速報)
- ・2009年度 社団法人全国訪問看護事業協会: H21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神科医療の機能強化に関する調査研究事業～訪問看護の充実に関する調査研究～」, 主任研究者: 萱間真美

45

精神科医療機関等の従事者数

●精神科病院の従事者数

単位(人)

総数		医師		看護師		准看護師		看護補助者		精神科ソーシャルワーカー				作業療法士		臨床心理技術者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	うち、精神保健福祉士		常勤	非常勤	常勤	非常勤
												常勤	非常勤				
169,354	22,715	9,635	9,535	60,225	4,010	46,676	4,003	39,523	3,877	6,141	179	5,663	145	5,361	297	1,793	814

※平成18年6月30日現在、精神・障害保健課調べ(精神科病院数:1,645施設)

●精神科診療所等の従事者数

単位(人)

総数		医師		看護師		准看護師		看護補助者		精神科ソーシャルワーカー				作業療法士		臨床心理技術者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	うち、精神保健福祉士		常勤	非常勤	常勤	非常勤
												常勤	非常勤				
10,749	6,317	3,165	2,363	4,046	1,253	1,290	617			1,107	264	949	210	435	70	706	1,750

※平成18年6月30日現在、精神・障害保健課調べ(精神科診療所数:2,804施設)

●訪問看護ステーションの従事者数(※訪問看護ステーションに従事する者の総数であり、精神疾患以外に従事する者を含む。)

単位(人)

総数			保健師			助産師			看護師			准看護師			理学療法士		
常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤
作業療法士			言語聴覚士			その他職員			サテライト事業所の職員(再掲)								
常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤	常勤	兼務	非常勤			
			510	610	924	26	131	171	617	825	879	186	100	192			

※平成20年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(訪問看護ステーション数:5,434事業所)

注:1 介護予防サービスを一体的に行っている事業所の従事者を含む。
2 介護予防サービスのみ行っている事業所は対象外としている。

46

3. 福祉 (1) 相談支援事業所

概要

- 設置主体:自治体及び社会福祉法人等
- 法的根拠:障害者自立支援法
- 財源:自立支援給付+一般財源+補助金
- 精神障害者に関する業務:
 - ・基本的には3障害の相談に対応することとなっているが、事業所の特性により精神障害者の相談に力を入れている所がある。
- 設置数:指定相談支援事業所数 2,913ヶ所、相談支援専門員 4,908人(平成21年4月現在)
- 人員配置:管理者、専従の相談支援専門員(いずれも兼務可)

相談や訪問支援の仕組み

- ◆市町村からの委託により、来所、訪問等により相談に対応する。
 - ・障害福祉サービスの利用に関する情報提供、助言などの相談支援
- ◆サービス利用計画の作成(地域生活移行希望者など手厚い支援を要する者のみが対象)
- ◆障害福祉サービス利用等に係る関係機関の調整を行う

※利用者負担は無料

47